

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**【ミニバス2コース】****■路線の特性及び利用者の特徴**

知立駅を起終点として、市内北東部を周回し、豊田市内の名鉄三河八橋駅を経由する路線である。名鉄三河八橋駅を利用しての、豊田市方面への通勤、通学、買い物等の利用が多い。

■路線の必要性

名鉄三河八橋駅を利用しての、豊田市方面への通勤、通学、買い物等の利用者が多く、生活に欠くことができない交通手段となっている。

【ミニバス3コース】**■路線の特性及び利用者の特徴**

知立駅を起終点として、市内南部を周回し、刈谷市内のJR東刈谷駅を経由する路線である。JR東刈谷駅を利用しての、通勤・通学・買い物等での利用が多く、刈谷市のコミュニティバスや安城市のコミュニティバスへの乗り換えもできる。

■路線の必要性

JR東刈谷駅を利用しての、通勤・通学・買い物等での利用が多く、刈谷市のコミュニティバスや安城市のコミュニティバスへの乗り換えもできることから、生活に欠くことができない交通手段となっている。また、刈谷市内の総合病院に通院する高齢者が多く利用しており、重要な路線となっている。

【ミニバス4コース】**■路線の特性及び利用者の特徴**

知立駅を起終点として、市内南西部を周回し、刈谷市内のJR野田新町駅を経由する路線である。JR駅を利用しての、通勤・通学・買い物等での利用が多く、刈谷市のコミュニティバスへの乗り換えもできる。

■路線の必要性

JR野田新町駅を利用しての、通勤・通学・買い物等での利用が多く、刈谷市のコミュニティバスへの乗り換えもできることから、生活に欠くことができない交通手段となっている。また、刈谷市内の総合病院に通院する高齢者が多く利用しており、重要な路線となっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、ミニバス2コース、3コース及び4コースを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【ミニバス2コース】令和6年度実績 32,742 人

■利用者の目標

区分	7年度（見込み）	8年度	9年度
年間利用者数(人)	32,742	32,742	32,742

※新型コロナウイルスによる利用者の減少がみられるため、現状維持を目標とする。

【ミニバス3コース】令和6年度実績 78,420 人

■利用者の目標

区分	7年度（見込み）	8年度	9年度
年間利用者数(人)	78,420	78,420	78,420

※新型コロナウイルスによる利用者の減少がみられるため、現状維持を目標とする。

【ミニバス4コース】令和6年度実績 34,710 人

■利用者の目標

区分	7年度（見込み）	8年度	9年度
年間利用者数(人)	34,710	34,710	34,710

※新型コロナウイルスによる利用者の減少がみられるため、現状維持を目標とする。

（知立市地域公共交通網形成計画 P52 参照）

(2) 事業の効果

【ミニバス2コース】

市内北東部を周回しているが、沿線の地域では、鉄道は走っているものの鉄道駅までの移動を補完するものではなく、本系統がそれを担う貴重な移動手段となっている。豊田市・知立市の相互間の住民の通勤・通学の移動手段であることに加え、三河八橋駅から豊田市駅方面への買い物へのアクセス手段として確保されている。

【ミニバス3コース】

市内南部を周回しているが、沿線の地域では、鉄道からの二次交通がなく、本系統がそれを担う貴重な移動手段となっている。広域幹線としての利用は少ないものの、JR東海道線を利用した通勤・通学や、刈谷市公共交通バスを利用した総合病院への通院など、地域住民の日常に不可欠な交通手段が確保されている。

【ミニバス4コース】

市内南西部を周回しているが、沿線の地域では、鉄道からの二次交通がなく、本系統がそれを担う貴重な移動手段となっている。広域幹線としての利用は少ないものの、刈谷市・知立市の相互間の通院・買い物をはじめ、地域住民の日常に不可欠な交通手段が確保されている。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【ミニバス 2 コース】

- ・ 公共施設・商業施設にてミニバスガイドを配布するとともに、各種乗換検索アプリにミニバスの情報提供して他の公共交通との乗り継ぎがスムーズに検索できるようにしている。
- ・ 2 コースを利用したモデルコースを作成し、市役所・観光交流センターにて配布を継続する。
- ・ イベント開催時にミニバスの PR やモデルコース冊子の配布を実施するとともに、ホームページや広報、SNS にてミニバスの情報を随時発信して利用促進に努める。

【ミニバス 3 コース】

- ・ 公共施設・商業施設にてミニバスガイドを配布するとともに、各種乗換検索アプリにミニバスの情報提供して他の公共交通との乗り継ぎがスムーズに検索できるようにしている。
- ・ 3 コースを利用したモデルコースを作成し、市役所・観光交流センターにて配布を継続する。
- ・ イベント開催時にミニバスの PR やモデルコース冊子の配布を実施するとともに、ホームページや広報、SNS にてミニバスの情報を随時発信して利用促進に努める。

【ミニバス 4 コース】

- ・ 公共施設・商業施設にてミニバスガイドを配布するとともに、各種乗換検索アプリにミニバスの情報提供して他の公共交通との乗り継ぎがスムーズに検索できるようにしている。
- ・ 4 コースを利用したモデルコースを作成し、市役所・観光交流センターにて配布を継続する。
- ・ イベント開催時にミニバスの PR やモデルコース冊子の配布を実施するとともに、ホームページや広報、SNS にてミニバスの情報を随時発信して利用促進に努める。

(知立市地域公共交通網形成計画 P 5 9 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運賃収入及び国庫補助金を運行負担金から差し引いた差額分を知立市が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

ミニバスの年間利用者数の前年比増加数を数値目標とする評価を実施する。

- ・ OD 調査
- ・ 利用者アンケート（バス車内での調査カードの配布及び回収）
- ・ 住民ヒアリング（住民懇談会の実施）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙 1 のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年6月14日（第1回）
 地域公共交通網形成計画の数値目標に対する実績について協議、合意
 令和3年12月23日（第2回）
 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の事業評価について報告
 令和4年3月25日（第3回）
 令和4年度地域公共交通事業スケジュールについて協議、合意
 令和4年7月12日（第1回）
 地域公共交通網形成計画の数値目標に対する実績について協議、合意
 令和4年10月28日（第2回）
 地域公共交通網形成計画の中間評価及び変更案について協議、合意
 令和5年3月28日（第3回）
 地域公共交通網形成計画（改訂版）について協議、合意
 令和5年5月30日（第1回）
 地域公共交通網形成計画の数値目標に対する実績について報告
 令和5年12月5日（第2回）
 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の事業評価について協議、合意
 令和6年3月27日（第3回）
 地域公共交通網形成計画への追記（案）について協議、合意
 令和6年5月31日（第1回）
 R7年度事業地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の認定申請について協議、合意
 公有民営方式車両購入費国庫補助金の申請について協議、合意
 令和6年11月26日（第2回）
 地域公共交通確保維持事業の事業評価について協議、合意
 令和7年3月28日（第3回）
 令和7年度地域公共交通事業スケジュールについて協議、合意
 令和7年5月26日（第1回）
 R8年度事業地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の認定申請について協議、合意
 公有民営方式車両購入費国庫補助金の申請について協議、合意

19. 利用者等の意見の反映状況

若年層の公共交通の認知度向上に向けた取り組みとして、令和6年度にちりゅうこどもフェスティバルに参加し、アンケート調査を実施。アンケート回答者の約70%が40歳以下であり、普段ミニバスに乗車する機会が少ない人たちからの意見を伺うなどして、より利便性を高めることを目標として意見集約をした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 知立市広見三丁目1番地

(所 属) まちづくり課まちづくり推進係

(氏 名) 今田 美帆

(電 話) 0566-95-0158

(e-mail) matidukuri@city.chiryu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。